

南アルプス市地域包括支援センター  
南アルプス市北部地域包括支援センター

事業計画

南アルプス市 保健福祉部 介護福祉課

令和5年度

## I 基本方針

団塊の世代が75歳を迎える2025年(令和7年)や、高齢者数がピークを迎える2042年(令和24年)を見据えると、高齢者世帯、認知症高齢者、生活支援や医療・介護が必要な高齢者等のさらなる増加が見込まれる。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を地域ぐるみで包括的に提供し支えることができる「地域包括ケアシステム」構築の実現を目指す。

## II 今年度の重点施策

- 1 地域包括支援センター全体(基幹型・委託型)の機能強化  
増加する相談支援への適切な対応のためのセンター職員のスキル向上  
特に北部包括の機能強化に向けた連携や研修等の機会の確保(権利擁護・虐待対応等)
- 2 成年後見制度利用促進計画の進捗管理  
中核機関(権利擁護センター)の運営と関係課との連携促進
- 3 地域の支え合い、助け合い(生活支援体制整備事業)の推進  
関係機関や団体との連携を図り、見守り等の支えあいの地域づくりの促進

## III 職員体制

平成18年度に設置した「南アルプス市地域包括支援センター(基幹型)」に加え、平成31年4月に委託型の「南アルプス市北部地域包括支援センター」を増設した。

○基幹型センター長は介護福祉課長と、委託型センター長は主任介護支援専門員と兼務。

○令和3年度から一般介護予防に従事する高齢者福祉担当保健師1人を包括支援センターに配置替えし、包括支援センター事務職員を1人減。

地域包括支援センター職員体制

令和5年4月1日現在

	基幹型			北部			合計
	正職	会計年度任用	計	正職	会計年度任用	計	
保健師	3		3	1		1	4
社会福祉士	2		2	3		3	5
主任介護支援専門員	2		2	1		1	3
介護支援専門員		3	3		2	2	5
看護師		1	1				1
認知症地域支援推進員(専任)		1	1				1
センター長(兼任)	1		1	(1)		(1)	1(1)
合計	8	5	13	5	2	7	20 (1)

## IV 令和5年度事業計画

### 1 総合相談支援業務

#### (1) 相談支援

市民等の相談に対し、市南部の基幹型地域包括支援センターと委託型の北部地域包括支援センターの2か所で、基本的にエリアごとに対応を行う。

地域包括支援センターでは3職種が連携し、電話、窓口での相談、市民や関係機関からの連絡等により支援を必要とする高齢者を早期に発見し、基幹型・委託型が連携し合いながら継続的・専門的な相談支援を行う。

また、福祉総合相談課や障がい福祉課、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）とも連携し、対象者や制度、困り事による垣根を設けず、包括的・総合的に対応できる「総合相談体制」の充実を図る。

#### (2) 地域住民への福祉啓発活動

南アルプス市地域包括支援センター広報紙「サポート」の発行を年1回行う。

### 2 権利擁護業務

#### (1) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の早期発見・対応に向け、庁内職員及び介護事業所等へ向けた権利擁護研修会の開催により、引き続き権利擁護意識の向上及び対応スキルの向上を図る。

年々深刻化する虐待事例への対応として、警察や介護事業所等関係機関との連携を強化し、県アドバイザー派遣事業や市弁護士(福祉法律)相談事業等を積極的に活用し、迅速かつ適切な対応を図るとともに、コアメンバー会議での方針決定や複数対応等により職員のバーンアウトを防止する。

#### (2) 消費者被害等への対応

市民活動支援課の消費生活相談員や成年後見センターと連携し、市民や関係機関への普及啓発を行う。

#### (3) 成年後見制度活用支援

市民や関係機関に向けて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に努める。

令和3年度に設置した中核機関（市権利擁護センター）の運用と福祉総合相談課・障がい福祉課との連携を強化する。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### (1) 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員が抱える支援困難事例等への支援や助言を行う。

介護支援専門員による南北地域に分かれての活動を含め、介護支援専門員連絡会への活動支援等を行う。

介護支援専門員の資質の向上と、多職種とのネットワークの構築に向けた事例検討会やニーズに応じた研修会を開催する。

## (2) 介護予防ケアマネジメント業務

委託事業所の介護支援専門員が新規で市民のケースを担当する場合、2事例までは地域包括支援センターの主任介護支援専門員がケアプランチェックを実施する。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメントの支援体制構築

介護サービス事業所連絡会や多職種合同研修会を開催する。

市の課題を介護サービス事業者と共有し、それぞれの立場で課題解決に向けた対策や研修を行う。

関係機関との情報共有のための場作り、地域ケア会議の活用による多職種協働により連携体制の構築を図る。

## 4 地域ケア会議

地域包括支援センターや介護支援専門員が抱える支援困難事例や、地域の見守りネットワークが必要な事例については、「地域ケア個別会議」を開催し個別課題の解決につなげる。

また、より効果的に介護支援専門員の支援を行うために、必要に応じて事例検討会を開催しチーム支援や地域の人材育成を行う。

上記の地域ケア会議を通じ、抽出された地域課題を協議体や「地域ケア推進会議」に挙げ、資源開発や政策形成を行う。

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が疾病等を抱えていても住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう医療と介護サービスを一体的に提供するための仕組みや連携体制の構築を図ることを目的に医療・介護の専門職で構成する在宅医療・介護連携推進会議及び多職種合同意見交換会等の継続開催、市民向けの在宅医療や看取りに関する講演会等を開催する。

令和元年度から市内の「病院・有床診療所連絡会」を開催しているが、必要に応じて介護支援専門員との連携を図り、継続して入退院連携等に係る課題の共有や検討を行う。

## 6 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、地域ぐるみで支える仕組みづくりとして取り組む。

### (1) 認知症に対する地域の正しい理解と見守りの推進

認知症サポーター養成講座の充実

キャラバンメイトの活動支援

認知症支援ネットワーク会議の開催

認知症高齢者等 SOS ネットワークの普及啓発

### (2) 初期からの相談、医療、介護等の支援体制の構築

認知症初期集中支援事業の機能強化と質の向上

認知症ケアパスの活用推進

介護保険事業所における認知症の人のアセスメントやケアの質の向上推進

### (3) 本人支援や家族支援の充実

認知症の人と家族への支援

認知症カフェ運営に関する支援、相談

## 7 生活支援体制整備事業

包括支援センターや介護支援専門員が担当する介護サービスでは賅えない支援が必要なケースについて、第2層・第3層協議体の実動に繋げるとともに、実動に至るまでに必要な調整機能や役割分担、望ましい支援内容等の検討を生活支援コーディネーターや社協CSWと行う。

また、各事業や地域ケア個別会議等から把握したインフォーマルな地域課題を共有し、支えあいの地域づくりを推進する。

## 8 指定介護予防支援事業所

介護保険における予防給付の対象となる要支援者への介護予防サービス計画の作成及び関係機関との調整（介護予防ケアマネジメント）を実施し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた援助を行う。

## 9 一般介護予防事業

### (1) 住民主体の介護予防活動

自主グループで高齢者がおもりを使って週1回体操を行う「いきいき百歳体操」の普及を進め、高齢者の介護予防と地域での支え合いを推進していく。

### (2) 介護予防サポーターの養成と実動へのつなぎ

地域で介護予防を推進するサポーターの養成とフォローアップ研修会を開催し、実際の活動へつなげるためのサロン等への見学支援等を行う。

### (3) いきいき百歳体操サポーターの養成

高齢者のフレイル予防の取組を推進するボランティアを養成し、モデル地区でフレイルチェックを行う。

### (4) 実態把握

介護認定済みのサービス未利用者で更新時期にある者、独居高齢者で要介護申請、総合事業、総合相談で介入をしていない者等に対して調査を行う。

### (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職、管理栄養士が高齢者に訪問等で継続的な助言や指導を行うことで心身機能の維持向上をめざす。

### (6) 運動教室の開催

高齢者の健康維持・増進を目的として水中運動・室内運動を展開する。

### (7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業

高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施し、健康寿命の延伸を目指す他課との協働新規事業。通いの場を活用したフレイル予防の普及・促進として、百歳体操実施グループに対し動機づけとリスクの高い項目について健康教育を実施・評価する。

## 10 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護保険相当サービスから基準を緩和した A 型サービス、住民主体の B 型サービス、専門職による短期集中支援の C 型サービス、移送支援の D 型サービス、一般介護予防など地域の多様なサービスの充実に向け、地域資源の開発を進めていく。

市民や医療機関、介護事業等の関係機関へ総合事業の周知が不足していることから普及啓発を行う。

## 11 事業評価

平成 29 年介護保険法改正により、平成 30 年度から、地域包括ケアシステムの強化のため、市町村やセンターは運営等に対する点検や評価を定期的に行うこと、その結果を踏まえて必要な措置を講じることが義務化された。

具体的には全国で統一した指標を用いることで、全国的な傾向と比較をすることにより、効果的・効率的な運営、適切な人員体制の確保等の点検・評価を適切に行うことで一定水準の確保を行い、また、センター業務の重点化・効率化の観点から対応の優先順位をつけ、市町村と共有することが求められているため、今年度も国の定める指標に従い評価していく。